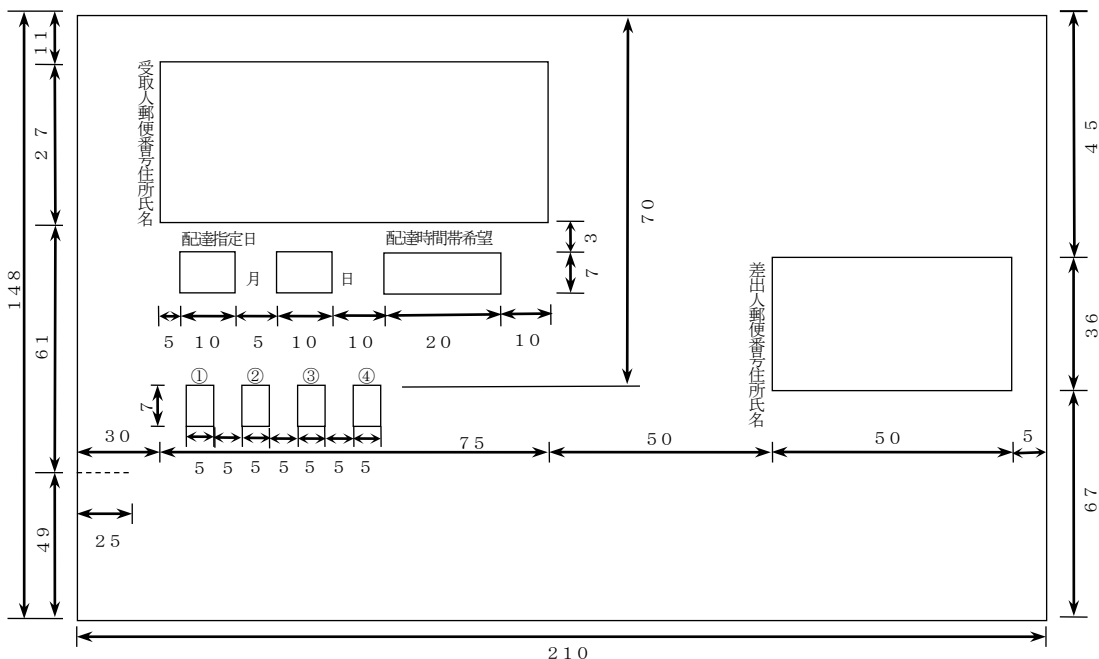


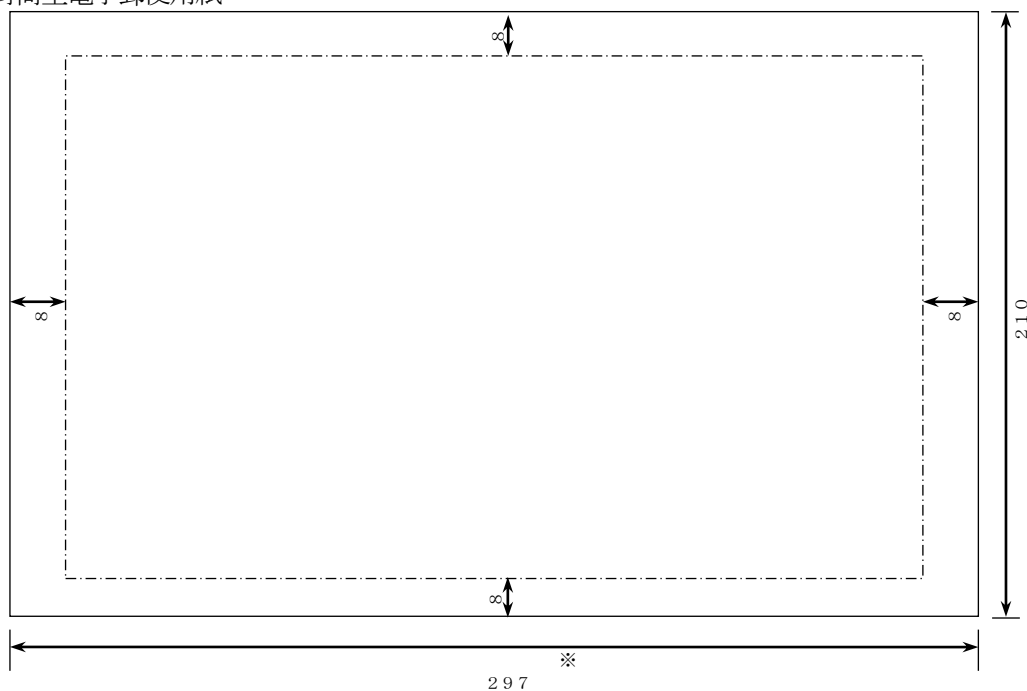
別記1 封筒型電子郵便あて名用紙、封筒型電子郵便用紙、台紙型電子郵便あて名用紙及び台紙型電子郵便用紙の規格及び様式

1 封筒型電子郵便あて名用紙及び封筒型電子郵便用紙

(1) 封筒型電子郵便あて名用紙



(2) 封筒型電子郵便用紙



備考

- 1 寸法の単位は、ミリメートルとします。
- 2 紙質及び厚さは、筆書及び送信に支障がないものとします。
- 3 表面の色彩は、白色とします。
- 4 封筒型電子郵便あて名用紙は、次により作成していただきます。
 - (1) 字句、図等の表示は黒色とします。
 - (2) 「受取人郵便番号住所氏名」欄は、横書きとし、郵便番号は最初の行に記載します。

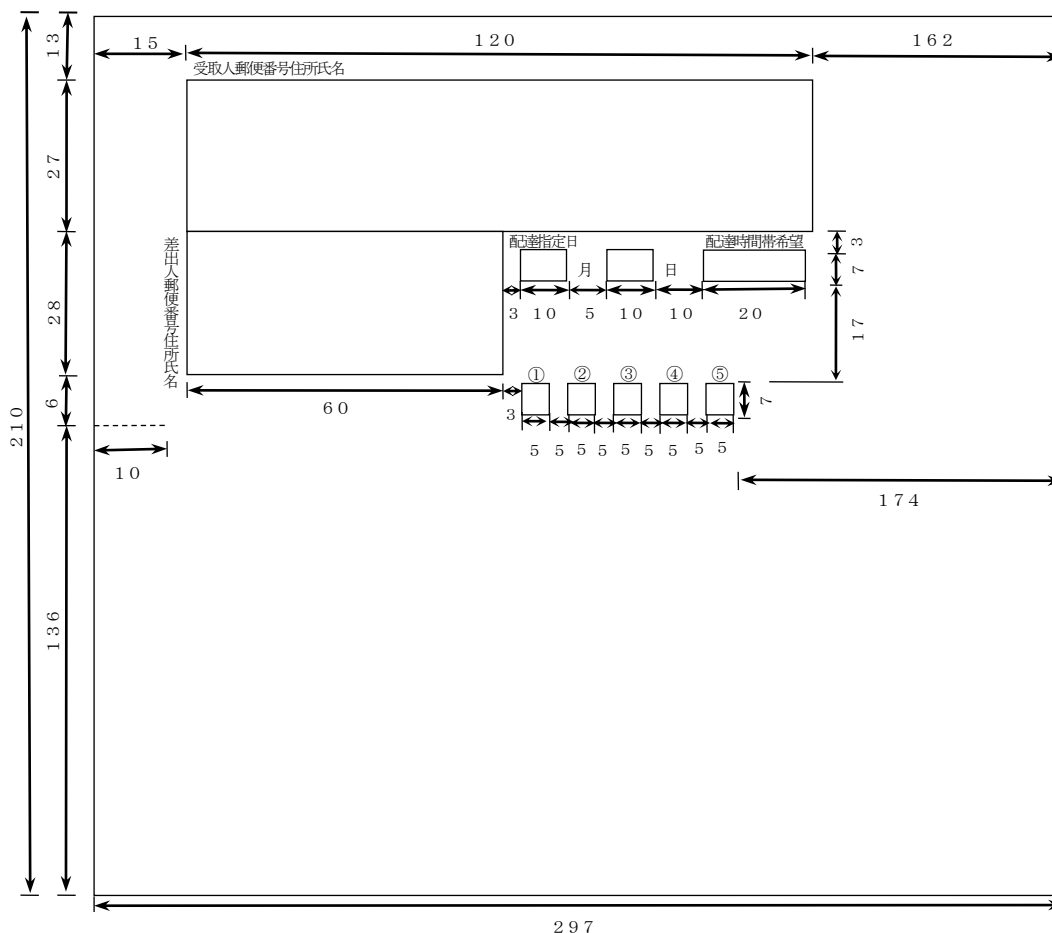
- (3) 「①」欄には、通信文を1つのあて先に送るときは1と、同一の通信文を複数のあて先に送るときは2と記入します。
- (4) 「②」欄には、同一の通信文を複数のあて先に送るときにあて先数を記入します。
- (5) 「③」欄には、1通分の通信文の枚数を記入します。
- (6) 「④」欄には、取扱いを慶祝とする場合は「慶」又は2と、弔慰とする場合は「弔」又は3と、その他の場合は「普」又は1と記入します。
- (7) 「配達指定日」欄には、指定する配達月日を記入します。
- (8) 「配達時間帯希望」欄には、次の区別に従い、それぞれ次に掲げる文字を記入します。

区 別	文 字
1 午前9時頃から正午頃までにその郵便物を配達する取扱いを請求するもの	午前
2 正午頃から午後7時頃までにその郵便物を配達する取扱いを請求するもの	午後

- 5 封筒型電子郵便あて名用紙には、淡青緑色で、事業所の送信に必要な事項を記載することができます。
- 6 封筒型電子郵便用紙は、通信文を一点鎖線で示す枠内に記載して作成していただきます。
- 7 封筒型電子郵便あて名用紙と封筒型電子郵便用紙とは、全体が長方形となるよう、封筒型電子郵便あて名用紙の破線部分において接続させて、1枚の用紙とすることができます。この場合において、封筒型電子郵便用紙の「※」印で示す部分の寸法は、198ミリメートルとし、通信文を記載できる位置の上限は、封筒型電子郵便あて名用紙の破線部分とします。

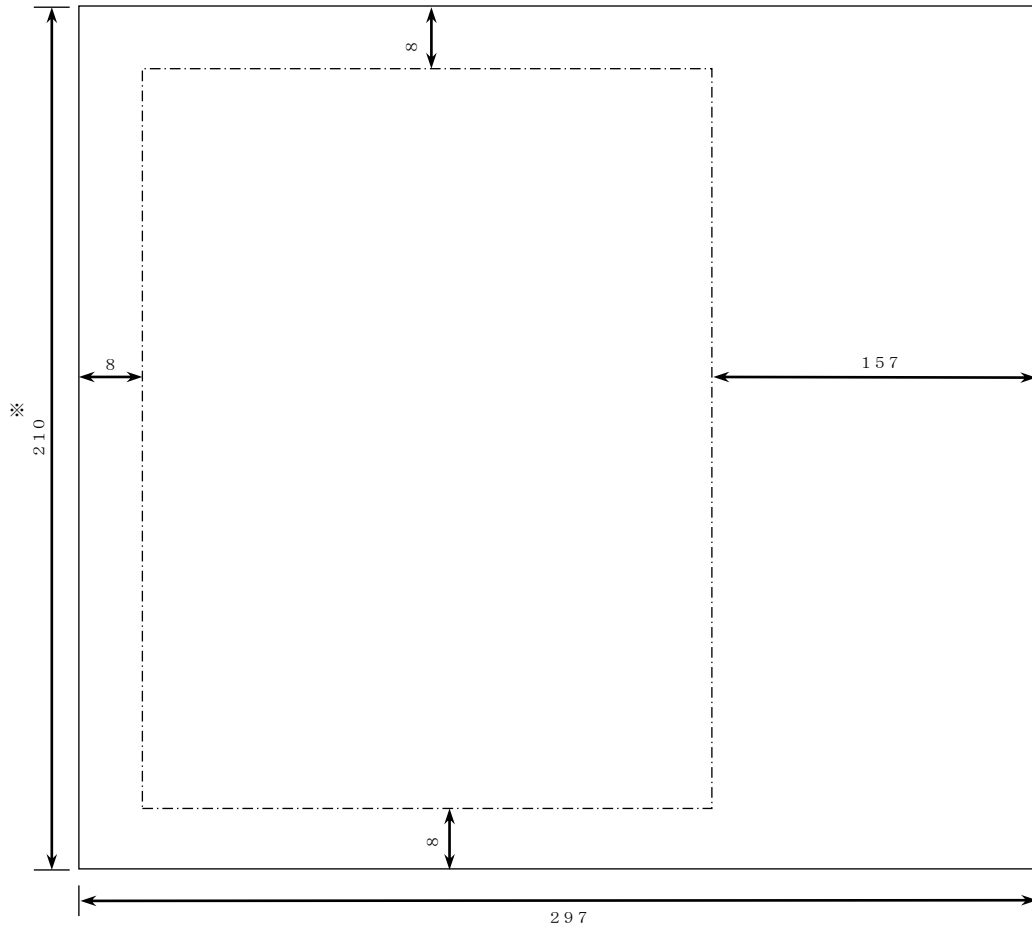
2 台紙型電子郵便あて名用紙及び台紙型電子郵便用紙

(1) 台紙型電子郵便あて名用紙



297

(2) 台紙型電子郵便使用紙



備考

- 1 寸法の単位は、ミリメートルとします。
- 2 紙質及び厚さは、筆書及び送信に支障がないものとします。
- 3 表面の色彩は、白色とします。
- 4 台紙型電子郵便あて名用紙は、次により作成していただきます。
 - (1) 字句、図等の表示は黒色とします。
 - (2) 「受取人郵便番号住所氏名」欄は、横書きとし、郵便番号は最初の行に記載します。
 - (3) 「①」欄には、通信文を1つのあて先に送るときは1と、同一の通信文を複数のあて先に送るときは2と記入します。
 - (4) 「②」欄には、同一の通信文を複数のあて先に送るときにあて先数を記入します。
 - (5) 「③」欄には、1通分の通信文の枚数を記入します。
 - (6) 「④」欄には、取扱いを慶祝とする場合は「慶」又は2と、弔慰とする場合は「弔」又は3と、その他の場合は「普」又は1と記入します。
 - (7) 「⑤」欄には、取扱いを慶祝又は弔慰とする場合の使用する電子郵便台紙の種類を記入します。
 - (8) 「配達指定日」欄には、指定する配達月日を記入します。
 - (9) 「配達時間帯希望」欄には、次の区別に従い、それぞれ次に掲げる文字を記入します。

区 別	文 字
1 午前9時頃から正午頃までにその郵便物を配達する取扱いを請求するもの	午前
2 正午頃から午後7時頃までにその郵便物を配達する取扱いを請求するもの	午後

- 5 台紙型電子郵便あて名用紙には、淡青緑色で、事業所の送信に必要な事項を記載することができます。
- 6 台紙型電子郵便使用紙は、通信文を一点鎖線で示す枠内に記載して作成していただきます。
- 7 台紙型電子郵便あて名用紙と台紙型電子郵便使用紙とは、全体が長方形となるよう、台紙型電子郵便あて名用紙の破線部分において接続させて、1枚の用紙とすることができます。この場合において、台紙型電子郵便使用紙の「※」印で示す部分の寸法は、136ミリメートルとし、通信文を記載できる位置の上限は、台紙型電子郵便あて名用紙の破線部分とします。

別記2 料金受取人払の取扱いをするファクシミリ送信型電子郵便物に使用するあて名用紙

料金受取人払の取扱いをするファクシミリ送信型電子郵便物に使用するあて名用紙には、次の例にならって黒色で印刷していただきます。

1 封筒型電子郵便あて名用紙

受取人郵便番号住所氏名

郵便番号105-0004
東京都港区
新橋1丁目1番1号
世界公論社 御中

配達指定日
月 日

配達時間帯希望

料金受取人払郵便
芝局承認第1号
差出有効期間
平成24年12月31日まで

① ② ③ ④

差出人郵便番号住所氏名

受取人払郵便物に係る料金を後納するものにあつては、「料金受取人払郵便」の文字の右側部の括弧内に「後納」と記載します。

2 台紙型電子郵便あて名用紙

受取人郵便番号住所氏名

郵便番号105-0004
東京都港区
新橋1丁目1番1号
世界公論社 御中

差出人郵便番号住所氏名

配達指定日
月 日

配達時間帯希望

① ② ③ ④ ⑤

料金受取人払郵便
芝局承認第1号
差出有効期間
平成24年12月31日まで

受取人払郵便物に係る料金を後納するものにあつては、「料金受取人払郵便」の文字の右側部の括弧内に「後納」と記載します。

別記3 コンピュータ発信型電子郵便の送信を行わない地域

区 別	地 域
1 銀座郵便局に差し出す場合	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県以外の地域
2 大阪北郵便局に差し出す場合	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県以外の地域

別記4 コンピュータ発信型電子郵便物に同封することができる印刷物その他の紙片の規格及び様式

1 形状

印刷物その他の紙片の形状は、次のとおりとします。

- (1) 折り加工しない1枚の紙の場合
長方形とします。
- (2) 1枚の紙を折り加工した場合
折り加工後の印刷物その他の紙片全体の厚さが同一で、かつ、長方形とします。
- (3) 複数の紙で冊子とした場合
冊子全体の厚さが同一で、かつ、長方形とします。

2 大きさ

1の形状の大きさは、長辺125ミリメートル以上221ミリメートル以下、短辺76ミリメートル以上115ミリメートル以下とします。

3 紙のメートル坪量

57.0 g/m²以上とします。

4 厚さ

- (1) 1部当たりの厚さ
5ミリメートル以下とします。
- (2) 通信文用紙との合計の厚さ
9ミリメートル以下とします。

別記5 私製の通信文用紙及びコンピュータ発信型電子郵便封筒の規格及び様式

1 通信文用紙

(1) 規格及び様式

ア 用紙の種類

連続伝票用紙（白色又は淡い色、反射率75パーセント以上）とします。

イ 大きさ

(7) 通信文用紙をコンピュータ発信型電子郵便封筒に納めて封かんするもの
次のいずれかに該当するものとします。

A 縦304.8ミリメートル、横457.2ミリメートル

B 縦279.4ミリメートル、横406.4ミリメートル

C 縦330.2ミリメートル、横457.2ミリメートル

D 縦254ミリメートル、横406.4ミリメートル

(4) 通信文用紙を折り曲げて密着するもの

縦228.6ミリメートル、横381ミリメートル

ウ 用紙のメートル坪量

64.0 g/m²以上157.0 g/m²以下とします。

エ 送り孔の直径

4ミリメートルとします。

オ のり付け位置及びのりの種類（通信文用紙を折り曲げて密着するものに限ります。）

(7) のり付け位置

図1のとおりとします。

(4) のりの種類

90 kg/cm²以上110 kg/cm²以内の圧力により接着する乾燥のりとします。

カ その他の事項については、日本工業規格X6195の定めによります。

(2) 通信文用紙に事前に印刷できる領域

ア 通信文用紙をコンピュータ発信型電子郵便封筒に納めて封かんするもの

印刷領域は、次のとおりとします。

(7) 通信文用紙の大きさが、縦304.8ミリメートル、横457.2ミリメートルである場合
図2に示す領域とします。

(4) 通信文用紙の大きさが、縦279.4ミリメートル、横406.4ミリメートルである場合
図3に示す領域とします。

(7) 通信文用紙の大きさが、縦330.2ミリメートル、横457.2ミリメートルである場合
図4に示す領域とします。

(4) 通信文用紙の大きさが、縦254ミリメートル、横406.4ミリメートルである場合
図5に示す領域とします。

イ 通信文用紙を折り曲げて密着するもの

印刷領域は、図6に示す領域とします。

(注) 使用できる印刷用インクは、赤外線を吸収しないものとします。

2 コンピュータ発信型電子郵便封筒

(1) 仕上がり寸法並びに窓の大きさ及び位置

図7のとおりとします。

(2) 紙のメートル坪量

65.1 g/m²以上100.0 g/m²以下とします。

(3) のり付け位置及びのりの種類

ア のり付け位置

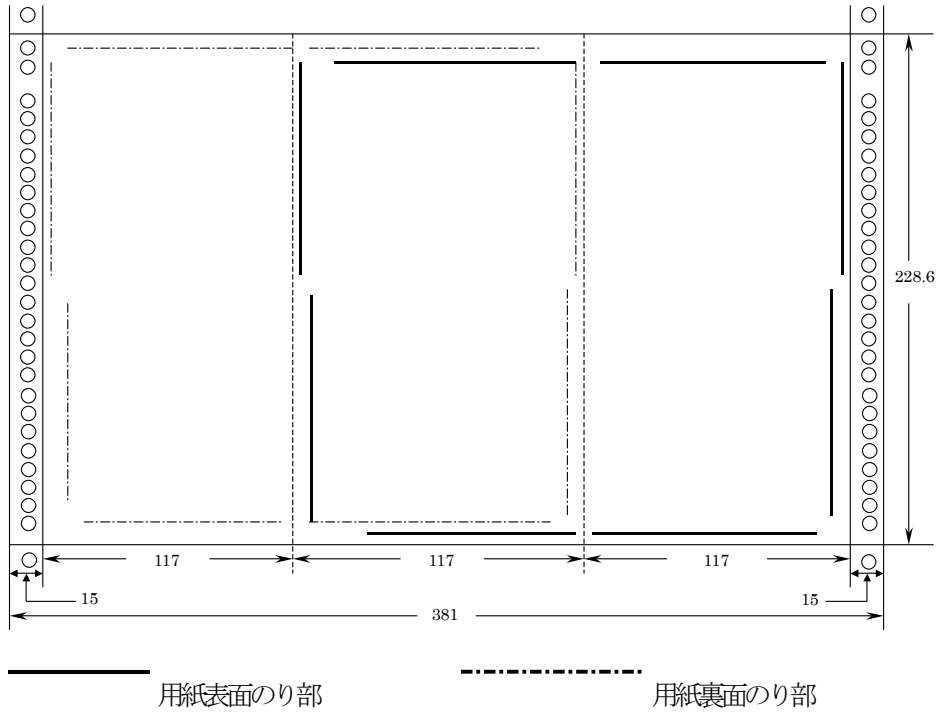
図7のとおりとします。

イ のりの種類

再湿のりとします。

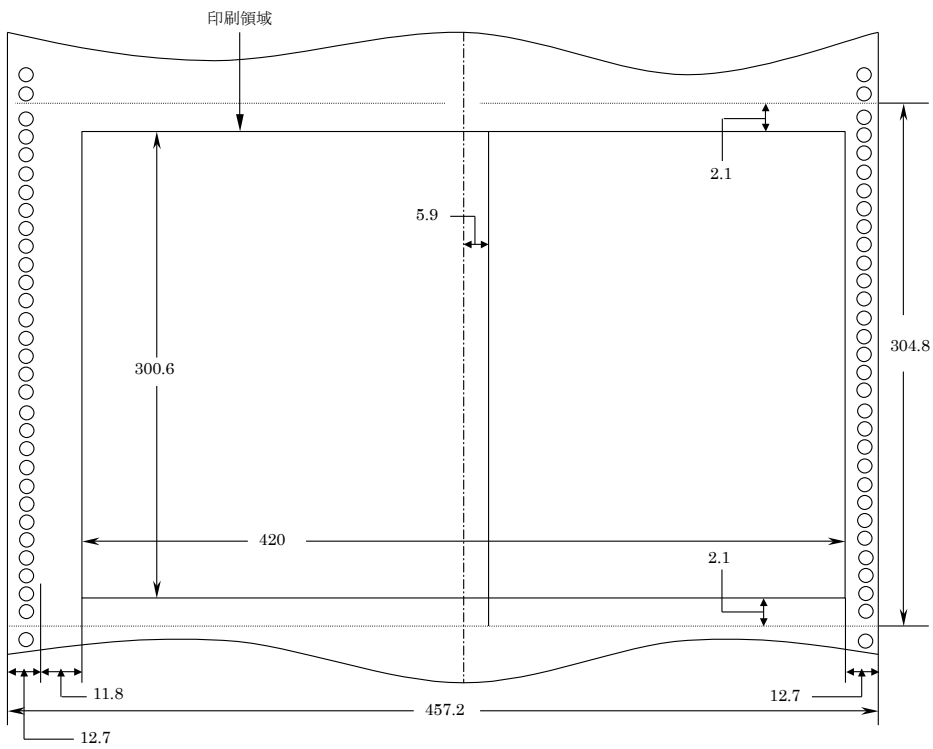
(4) その他の事項については、日本工業規格S5502の定めによります。

図1



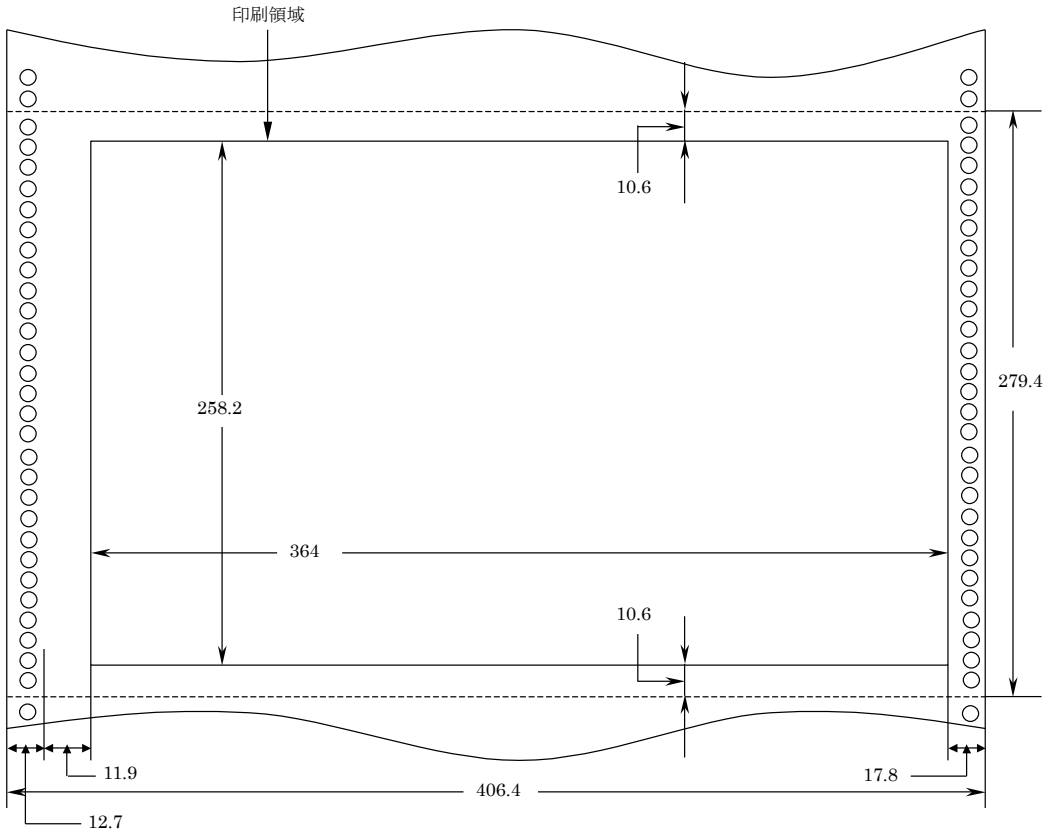
(注) 寸法の単位は、ミリメートルとします。

図2



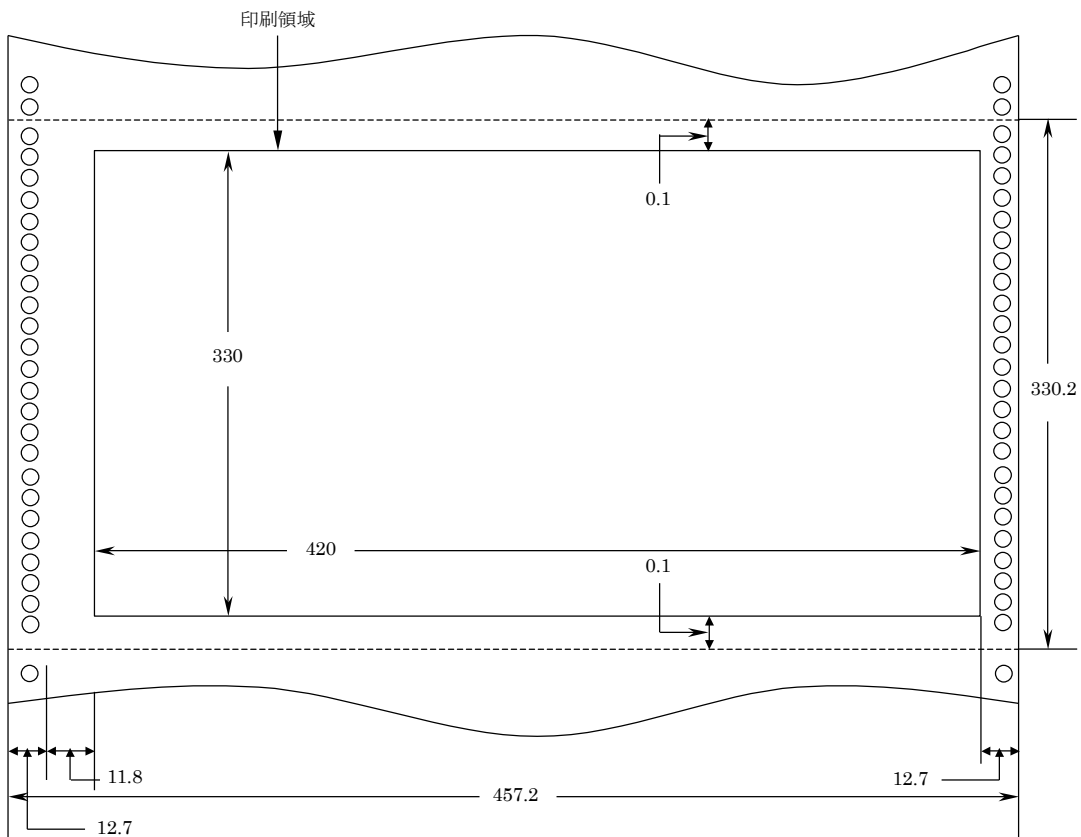
(注) 寸法の単位は、ミリメートルとします。

図3



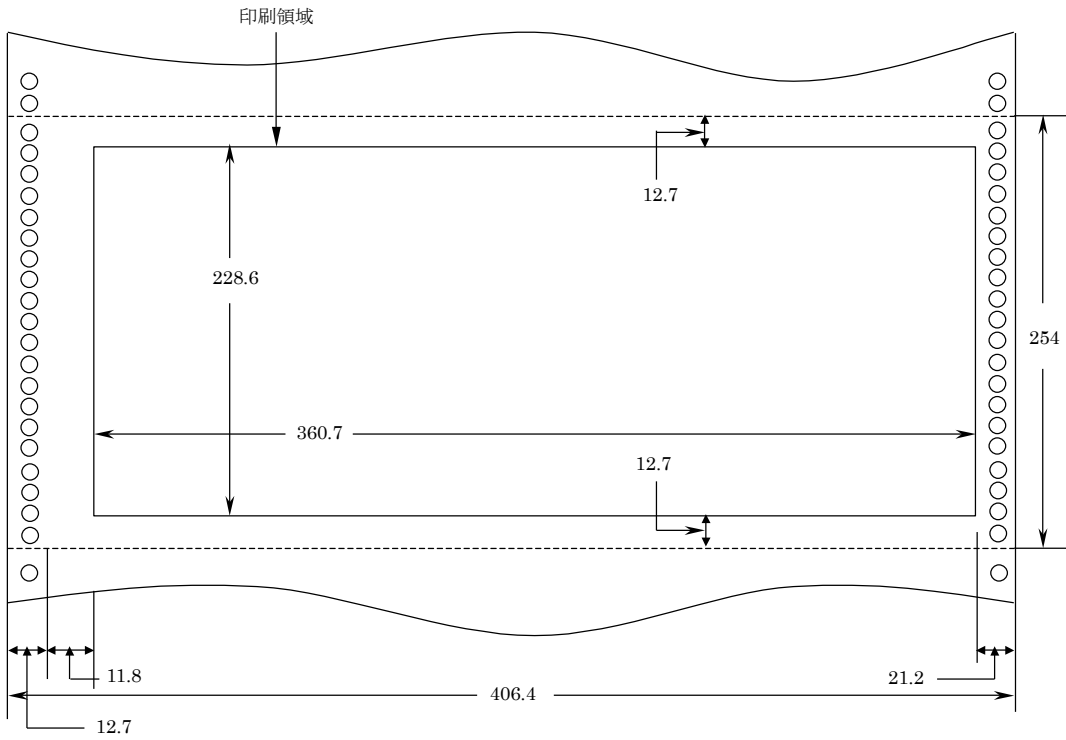
(注) 寸法の単位は、ミリメートルとします。

図4



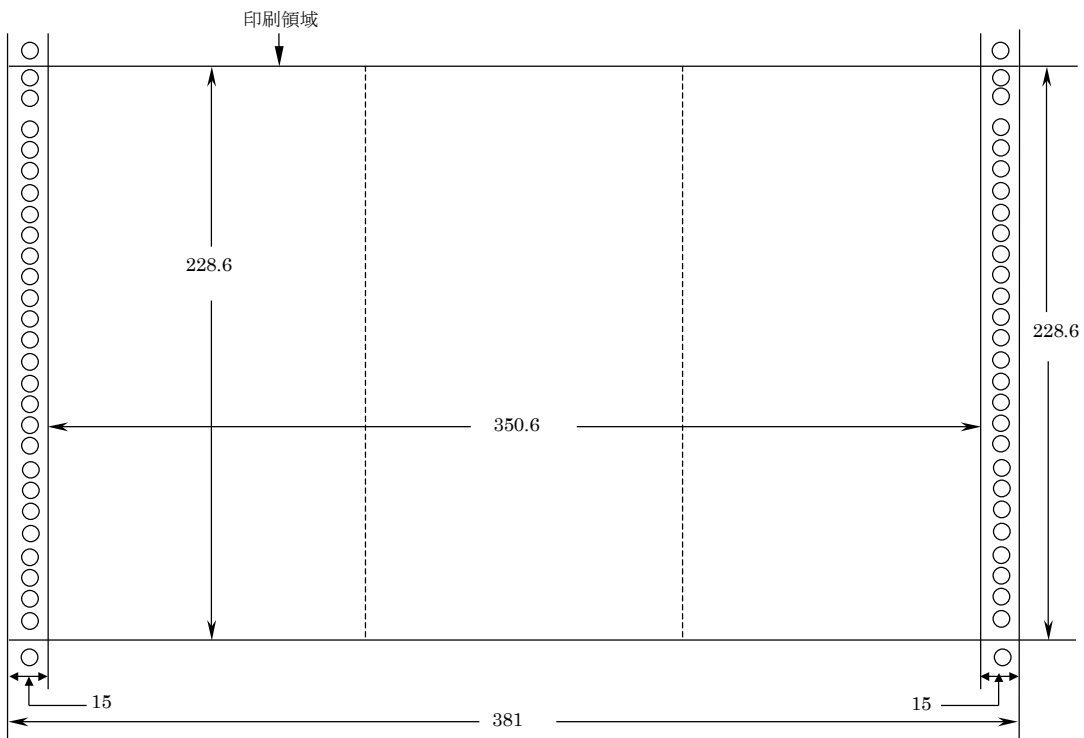
(注) 寸法の単位は、ミリメートルとします。

図5



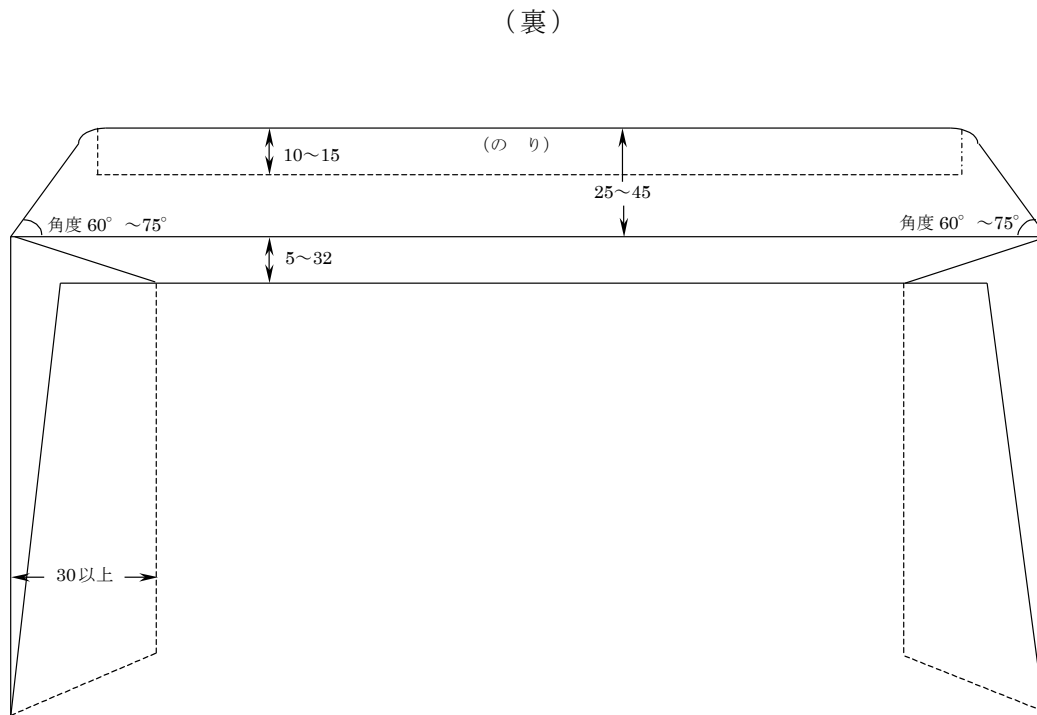
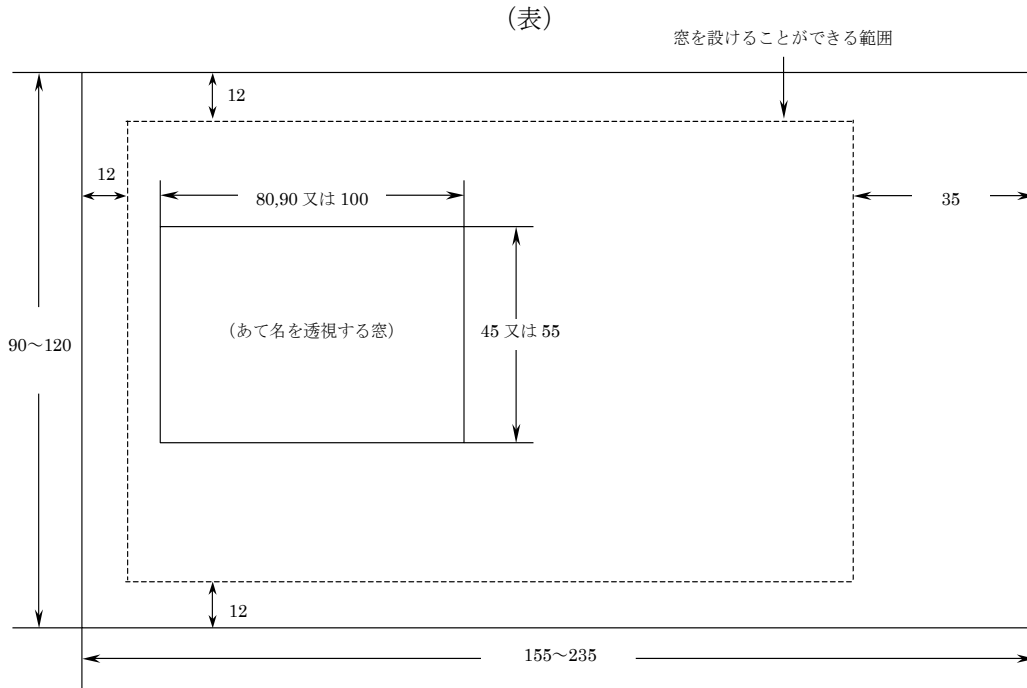
(注) 寸法の単位は、ミリメートルとします。

図6



(注) 寸法の単位は、ミリメートルとします。

図 7



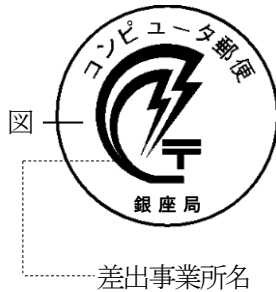
- (注)
- 1 あて名を透視する目的以外の窓は、日本工業規格S 5 5 0 2の定めるところにより設けることができます。
 - 2 フラップの部分は、適当な曲線で丸みをつけることができます。
 - 3 フラップの立ち上がり角度は、60度以上75度以下とします。
 - 4 寸法の単位は、ミリメートルとします。

別記6 コンピュータ発信型電子郵便物及び電子内容証明郵便物の差出事業所

区 別	差 出 事 業 所
1 第24条(差出方法等)第1項(1)の規定により差し出されるもの	銀座郵便局、にほんばし蔵前郵便局(フレキシブルディスク、光ディスク又はUSBメモリにより差し出す場合に限り。)、名古屋中郵便局及び大阪北郵便局
2 第24条(差出方法等)第1項(2)の規定により差し出されるもの	銀座郵便局及び大阪北郵便局
3 第24条(差出方法等)第1項(3)の規定により差し出されるもの	新東京郵便局

別記7 コンピュータ発信型電子郵便物の表示

コンピュータ発信型電子郵便物には、内国郵便約款別記2及び別記6の規定による表示のほか、電子郵便にちなんだ図を入れた次の形式による表示をしていただきます。この場合において、内国郵便約款別記2又は別記6の規定による表示をするときは、その郵便物の表面の見やすい所に「コンピュータ郵便」の文字を明瞭に記載していただきます。



径は3センチメートルを標準とし、電子郵便にちなんだ図は、適宜変更することができます。ただし、この図には、商標その他の標章並びに広告のための文字及び図案を使用することはできません。

別記8 電子内容証明郵便物の内容である通信文、あて名等の記録に使用できる仮名等

1 使用できる文字

日本工業規格X0208で定める平仮名、片仮名、漢字、数字、ローマ字及び特殊文字

2 文字の大きさ

日本工業規格Z8305で定める10.5ポイント以上14.5ポイント以下の大きさ

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成24年10月1日から実施します。

(電子郵便約款の廃止)

第2条 郵便事業株式会社が定めた電子郵便約款は、廃止します。

(差し出された郵便物に関する経過措置)

第3条 この約款の実施前に郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第30号）附則第9条の規定による改正前の法及び日本郵政株式会社法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第78号）第4条の規定による改正前の郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）その他同法に基づく総務省令（以下「旧法令」と総称します。）並びに前条（電子郵便約款の廃止）による廃止前の電子郵便約款（以下「旧約款」といいます。）及び内国郵便約款附則第2条（内国郵便約款の廃止）による廃止前の内国郵便約款の規定に従って差し出された郵便物は、この約款の相当の規定に従って差し出された郵便物として取り扱います。

(郵便事業株式会社がした行為等に関する経過措置)

第4条 この約款の実施前に旧法令又は旧約款の規定に基づき郵便事業株式会社がした承認その他の行為は、この約款の相当の規定により当社がした承認その他の行為とみなします。

2 この約款の実施の際現に旧法令又は旧約款の規定に基づき郵便事業株式会社に対してされている請求、届出その他の行為は、この約款の相当の規定により当社に対してされた請求、届出その他の行為とみなします。

3 この約款の実施前に旧法令又は旧約款の規定に基づき郵便事業株式会社に対し届出その他の手続をすることとされている事項でこの約款の実施前にその手続がされていないものについては、この約款の相当の規定により当社に対して届出その他の手続をすることとされた事項についてその手続がされていないものとみなします。

(コンピュータ発信型電子郵便物に関する経過措置)

第5条 旧約款の規定による表示をして調製した封筒その他の物を使用して差し出されたコンピュータ発信型電子郵便物のうち、差出事業所名が表示されているものについては、当分の間、その表示された事業所に相当する事業所の名称が表示されているものとみなします。

(旧約款の規定により調製した様式等に関する経過措置)

第6条 旧約款に規定する様式又は書式により調製した用紙は、当分の間、使用することができます。

附 則（平成26年1月10日 25-日郵第82号）

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附 則（平成26年7月30日 26-日郵第63号）

この改正規定は、平成26年10月6日から実施します。

附 則（平成26年7月30日 26-日郵第63号）

この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

附 則（平成28年3月11日 2015-日郵サ第252号）

この改正規定は、平成28年4月3日から実施します。

附 則（平成28年3月30日 2015-日経財第210号）

この改正規定は、平成28年5月1日から実施します。

附 則（平成28年10月19日 2016-日郵サ第108号）

この改正規定は、平成28年11月6日から実施します。

附 則（平成30年1月29日 2017-日郵営第966号）

この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。

附 則（2019年7月25日 2019-日郵事第0028号）

この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

附 則（2022年2月7日 2021-日郵営第0561号）

この改正規定は、2022年2月21日から実施します。

附 則（2024年4月12日 2024-日郵統制第0001号）

この改正規定は、2024年5月5日から実施します。